

短期大学認証評価要綱 新旧対照表

No.	新	旧
1	<p>目次</p> <p>はじめに (略)</p> <p>1.～9. (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>10. 適格に改善意見を付された場合の取扱い</p> <p><u>12. 再評価</u></p> <p>13.～15. (略)</p> <p>おわり (略)</p>	<p>目次</p> <p>はじめに (略)</p> <p>1.～9. (略)</p> <p><u>10. 認証評価を継続するとされた場合の取扱い</u></p> <p>11. 適格に改善意見を付された場合の取扱い</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>13.～15. (略)</p> <p>おわり (略)</p>
2	<p>はじめに</p> <p>(略)</p> <p>(略) このような会員校間の自律性によって、互いに自らの教育研究の水準の向上に資する評価を実施しようとする精神は、認証評価機関としての現一般財団法人大学・短期大学基準協会が実施する評価に生きており、その評価の基本方針や特色につながっています。</p>	<p>はじめに</p> <p>(略)</p> <p>(略) このような会員校間の自律性によって、互いに自らの教育研究の水準の向上に資する評価を実施しようとする精神は、認証評価機関としての現一般財団法人短期大学基準協会が実施する評価に生きており、その評価の基本方針や特色につながっています。</p>
3	<p>1. 一般財団法人大学・短期大学基準協会 (Japan Association for College Accreditation) が行う認証評価</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>認証評価は、まず、評価を受ける短期大学が提出した自己点検・評価報告書について、本協会の短期大学認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価員による書面調査が行われ、(略)</p>	<p>1. 一般財団法人短期大学基準協会 (Japan Association for College Accreditation) が行う認証評価</p> <p><u>本協会は、学校教育法第 110 条に基づき短期大学の認証評価を行う機関であり、平成 17 年度から認証評価を開始しました。本協会が行う認証評価に係る目的と基本方針は、教育の質保証と短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。</u></p> <p>認証評価は、まず、評価を受ける短期大学が提出した自己点検・評価報告書について、本協会の認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価員による書面調査が行われ、(略)</p>
4	<p>2. 目的と基本方針</p> <p>本協会が行う認証評価の目的は、個々の短期大学の<u>教育の質保証</u>とその主体的な改革・改善を通じて、自らの教育研究活動の継続的な質保証を実現することを支援するところにあり、(略)</p>	<p>2. 目的と基本方針</p> <p>本協会が行う認証評価の目的は、個々の短期大学が<u>その</u>主体的な改革・改善を通じて、自らの教育研究活動の継続的な質保証を実現することを支援するところにあり、(略)</p>

短期大学認証評価要綱 新旧対照表

No.	新	旧
5	3. 短期大学評価基準 (略)	3. 短期大学評価基準 (略)
6	4. 認証評価の特色 (1) ~ (4) (略)	4. 認証評価の特色 (1) ~ (4) (略)
7	5. 認証評価の実施体制 (1) ~ (2) (略)	5. 認証評価の実施体制 (1) ~ (2) (略)
8	6. 認証評価の実施方法 (1) 自己点検・評価報告書の作成 ① 評価を受ける短期大学は、評価校マニュアルに従って、自己点検・評価報告書を作成します。報告書には短期大学全体として、また、必要に応じて学科・専攻課程等の部門ごとに教育活動等の自己点検・評価を記述します。 <u>また、設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた短期大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を記述します。</u> ② (略)	6. 認証評価の実施方法 (1) 自己点検・評価報告書の作成 ① 評価を受ける短期大学は、評価校マニュアルに従って、自己点検・評価報告書を作成します。報告書には短期大学全体として、また、必要に応じて学科・専攻課程等の部門ごとに教育活動等の自己点検・評価を記述します。 <u>(新規)</u> ② (略)
9	(2) ~ (3) (略)	(2) ~ (3) (略)
10	(4) 評価委員会による機関別評価 ① (略) ② 評価委員会における機関別評価案の作成 評価委員会においては、分科会が作成した機関別評価原案に基づいて審議し、機関別評価案を作成します。 評価は、当該短期大学の教育活動等の状況について「適格」又は「不適格」と判定します。 i 4 基準に照らして全てが合である場合は、「適格」とします。 ii 4 基準に照らしてその一部又は全てが否である場合は、「不適格」とします。	(4) 評価委員会による機関別評価 ① (略) ② 評価委員会における機関別評価案の作成 評価委員会においては、分科会が作成した機関別評価原案に基づいて審議し、機関別評価案を作成します。 評価は、当該短期大学の教育活動等の状況について「適格」又は「不適格」と判定します。 i 4 基準に照らして全てが合である場合は、「適格」とします。 ii 4 基準に照らしてその一部又は全てが否である場合、 <u>自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合、又は重大な法令違反等がある場合は、「不適格」とします。</u>

短期大学認証評価要綱 新旧対照表

No.	新	旧
	<p>iii <u>自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合又は重大な法令違反等がある場合は、「不適合」とします。</u></p> <p>iv 「適合」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見（以下「改善意見」という。）を付すことがあります。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(新規)</p> <p>iii 「適合」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見（以下「改善意見」という。）を付すことがあります。</p> <p>③ (略)</p>
11	(5) ~ (7) (略)	(5) ~ (7) (略)
12	7. 異議申立て及び意見申立ての機会	7. 異議申立て及び意見申立ての機会
13	8. 認証評価結果の公表	8. 認証評価結果の公表
14	<p>9. 認証評価の申込み及びスケジュール等</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ (削除)</p>	<p>9. 認証評価の申込み及びスケジュール等</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>評価の実施年度に提出された資料が十分でない等の理由により、「適合」、「不適合」の判定に至らない場合は、その理由を付して当該評価を継続します。</u></p>
15	(削除)	<p><u>10. 認証評価を継続するとされた場合の取扱い</u></p> <p><u>「適合」、「不適合」の判定に至らず当該評価を継続するとされた短期大学は、本協会が指定する期日までに、指定する資料等を提出する必要があります。</u></p> <p><u>本協会の求めに応じない場合又は評価を継続してもなお「適合」、「不適合」の判定に至らない場合には「不適合」と判定し、その旨公表します。</u></p>
16	10. 適合に改善意見を付された場合の取扱い	11. 適合に改善意見を付された場合の取扱い
17	<p><u>11. 再評価</u></p> <p><u>機関別評価結果において「不適合」と判定された短期大学は、改善が必要とされた事項について、本協会が指定する期間内に、所定の手続きに従って報告書を提出し、再評価を受けることができます。</u></p> <p><u>再評価は、改善が必要とされた事項についての改善状況の可否について評価を行うとともに、本評価の結果と合わせて、「適合」又は「不適合」の判定</u></p>	(新規)

短期大学認証評価要綱 新旧対照表

No.	新	旧
	<u>を行い、その結果を公表します。</u>	
18	12. 認証評価結果の再判定 (略)	12. 認証評価結果の再判定 (略)
19	13. 認証評価システムの改善 (略)	13. 認証評価システムの改善 (略)
20	14. 認証評価に係る手数料の額等 (1) 認証評価に係る手数料の額 (消費税別) ① 会員短期大学が評価を受ける場合の手数料の額は 1,300,000 円と します。 ② 非会員短期大学が評価を受ける場合の手数料の額は、①の額に 7 年分の会費相当額を加算した額とします。 ③ 評価を継続するとした場合の追加の手数料の額は、実施する書面 調査、訪問調査等に係る実費相当額とします。	14. 認証評価に係る手数料の額等 (1) 認証評価に係る手数料の額 ① 会員短期大学が評価を受ける場合の手数料の額は 1,300,000 円(消 費税別)とします。 ② 非会員短期大学が評価を受ける場合の手数料の額は、①の額に 7 年分の会費相当額を加算した額 (消費税別)とします。 ③ 評価を継続するとした場合の追加の手数料の額は、実施する書面 調査、訪問調査等に係る実費相当額 (消費税別)とします。
21	(2) 評価員の旅費 (略)	(2) 評価員の旅費 (略)
22	15. 認証評価システムの公表の方法 学校教育法施行規則第 169 条第 1 項に定められている①名称及び事務所の 所在地、②役員の名、③評価の対象、④大学評価基準及び評価方法、⑤評価 の実施体制、⑥評価結果の公表の方法、⑦評価の周期、⑧評価に係る手数料の 額は、本要綱等に明記し、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表しま す。	15. 認証評価システムの公表の方法 学校教育法施行規則第 169 条第 1 項に定められている①評価の対象、②大 学評価基準及び評価方法、③評価の実施体制、④評価結果の公表の方法、⑤評 価の周期、⑥評価に係る手数料の額は、本要綱等に明記し、ウェブサイトの利 用等により広く社会に公表します。
23	おわりに (略)	おわりに (略)